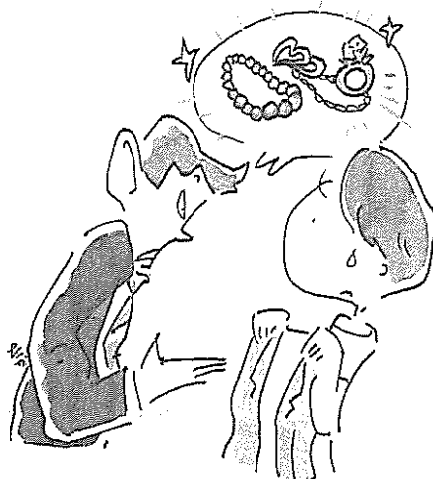


生活 パイロット

業者が一般消費者の自宅などを訪問して不要な物を買取取る「訪問購入」に関する相談が寄せられています。事例を紹介します。

【事例1】業者から「古い洋服など何でも買います。訪問します」と電話があり、依頼した。しかし、こちらが見せる不要な服には興味を示さず、貴金属を売るよう求めてきた。断れず、純金のネックレスを1万円で売ってしまった。宝石店を営

貴金属狙いがほとんど



む知人に相場は5万円くらいと言われた。

【事例2】「不要な家電を引き取る」と電話があり、使っていない冷蔵庫があったので了承した。ところが家に来た業者は「冷蔵庫は引き取り予定数に達したので買い取れない」と言われ、靴、家電製品などを

買い取ると言って、実際は貴金属が目的だったという事例が少なくありません。訪問購入にもクーリングオフが適用されますが、貴金属を一度業者に引き渡してしまつとなかなか返してもらえないといったトラブルも発生しています。

売りたいくない場合は、きっぱりと断りましょう。強引な勧誘などで困った時は、すぐに最寄りの市町村や県の消費生活センター・相談窓口にご相談してください。消費者ホットライン ☎1888 は、最寄りの相談窓口につながります。(県消費生活・男女共同参画プラザ) アイネス ☎097・534・0999

不要な物買い取る「訪問購入」